

基礎年金番号の確認方法

基礎年金番号は、公的年金制度への加入や年金受給の際に必要な重要な番号ですので、生涯、大切に保管してください。

当支部では、個人情報保護の観点から、基礎年金番号を電話やメールでお答えしておりません。

当支部組合員（以下、任意継続組合員を除く。）の方で、ご自身の基礎年金番号を確認したい場合は、次の方法によりご確認ください。

1 書類による確認 まずは、お手元の次の書類によりご確認ください。

年金手帳

国民年金や厚生年金（公務員共済組合や私立学校教職員共済への加入を除く。）に初めて加入した際に交付されます。公的年金制度の加入歴が公務員共済組合や私立学校教職員共済の加入期間のみの方は、年金手帳を交付されていません。

昭和 61 年 4 月以降は、日本国内に居住する 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が国民年金に加入しなければならないことになっています。昭和 61 年 4 月以降に 20 歳となった方については、多くの場合、20 歳の国民年金加入時に年金手帳が交付されます。

基礎年金番号通知書

公的年金制度の加入歴が公務員共済組合や私立学校教職員共済の加入期間のみの方には、年金手帳に代わるものとして、基礎年金番号通知書が交付されます。

例えば、昭和 61 年 3 月以前に香川県に就職し（それ以前の国民年金や厚生年金の加入歴なし）、現在まで引き続き公務員共済組合の加入者（組合員）である方や、高校を卒業してすぐ香川県に就職し、当支部の組合員となった方が該当します。

平成 9 年 1 月 1 日をまたいで当支部組合員である基礎年金番号未付番者に対しては、平成 9 年度に、当支部経由で基礎年金番号通知書が交付されました。

現在では、20 歳未満で当支部組合員となったことにより新たに基礎年金番号が付番された方に対し、組合員資格取得後 2～3 か月後に、当支部より基礎年金番号通知書を回送しています。

ねんきん定期便

平成 27 年 12 月より、毎年誕生月（1 日生まれの方は、誕生月の前月）の下旬に、組合員の自宅に郵送されます。

給付算定基礎額残高通知書

平成 28 年度より、毎年 1 回（平成 28 年度は 6 月）、組合員の自宅に郵送されます。

2 年金事務所への申請

1 の書類がお手元でない場合は、年金事務所で次の手続きをとってください。

- | | | | |
|---|--|---|----------------|
| { | (1) 公的年金制度の加入歴が、公務員共済組合または私立学校教職員共済の加入期間のみの方 | ➡ | 基礎年金番号通知書再交付申請 |
| | (2) (1) 以外の方 | ➡ | 年金手帳再交付申請 |

<提出先>

香川県内の年金事務所で申請する場合、最寄りの年金事務所（適用調査課）へ申請書を提出してください。郵送による申請も可能です。

ただし、即日交付を希望する場合は、年金事務所によって取扱いが異なりますので、必ず事前に、申請しようとする年金事務所に、提出先等についてご確認ください。

申請すると、原則として、日本年金機構に登録されている自宅住所に、後日、年金手帳または基礎年金番号通知書が郵送されます。

<提出書類等>

- ・「年金手帳再交付申請書」または「基礎年金番号通知書再交付申請書」
- ・年金事務所に出向いて申請する場合、運転免許証等、本人であることが確認できる身分証明書

(参考) 香川県内の年金事務所

お問い合わせの際は、現在公務員として共済組合加入中であることをお伝えください。(一般の厚生年金適用事業所にお勤めの方の手続きとは異なります。)

① 高松東年金事務所 厚生年金適用調査課

〒760-8543 高松市塩上町3-11-1

TEL 087(861)3866 (代表)

→自動音声案内に従い3を押す。

[所管区域]

高松市(②所管内の地域を除く)、さぬき市、東かがわ市、木田郡、小豆郡

② 高松西年金事務所 厚生年金適用調査課

〒760-8553 高松市錦町2-3-3

TEL 087(822)2840 (代表)

→自動音声案内に従い3を押す。

[所管区域]

高松市のうち茜町、飯田町、生島町、一宮町、植松町、円座町、扇町、岡本町、香川町、鹿角町、紙町、亀岡町、川部町、鬼無町、香西北町、香西西町、香西東町、香西本町、香西南町、郷東町、香南町、国分寺町、寿町、紺屋町、幸町、西宝町、サンポート、紫雲町、塩江町、昭和町、新北町、神在川窪町、瀬戸内町、田村町、亀水町、檀紙町、中央町、勅使町、鶴市町、寺井町、天神前、磨屋町、中間町、中野町、中山町、成合町、西町、西内町、西春日町、錦町、西の丸町、西ハゼ町、西山崎町、浜ノ町、番町、兵庫町、古新町、松並町、峰山町、御厩町、宮脇町、室町、坂出市、綾歌郡、香川郡

③ 善通寺年金事務所 厚生年金適用調査課

〒765-8601 善通寺市文京町2-9-1

TEL 0877(62)1662 (代表)

→自動音声案内に従い3を押す。

[所管区域]

善通寺市、丸亀市、観音寺市、三豊市、仲多度郡